

配合飼料の輸出承認について

制定：輸出注意事項 18 第 6 号(18. 3. 29)
改正：輸出注意事項 19 第 13 号(19. 3. 30)
改正：輸出注意事項 24 第 10 号(24. 3. 26)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 29 の項の中欄に掲げる配合飼料の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 1 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 18 年 4 月 1 日から下記により行います。

なお、「配合飼料の輸出承認について」（平成 17 年 3 月 31 日付け平成 17・03・11 貿局第 3 号・輸出注意事項 17 第 14 号）は、平成 17 年 3 月 31 日限り、廃止します。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 29 の項の中欄に掲げる飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する施行令（昭和 51 年政令第 198 号）第一条第一号及び第二号に掲げる動物の配合飼料とする。

3 輸出承認の申請

- (1) 輸出承認申請書の提出先
輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。
- (2) 輸出承認申請の際の添付書類
 - ① 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通
 - ② メーカーの原料配合割合表の写し 1 通

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記 3 に従って行われたものであることを確認し、国内需給を勘案の上、行うものとする。